平成２４年（フ）第２４７５号
愛知県瀬戸市原山台７丁目２番501号
債務者　小栗　信夫
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９２１号
大阪市城東区成育２丁目12番22―312号、前住所大阪市城東区永田４丁目３番15号　飯田文化
債務者　廣井　基史
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０７号
大阪市東淀川区相川１丁目２番１―1104号
債務者　西田　剛士
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２５号
大阪市生野区中川３丁目２番14号、前住所大阪市生野区中川２丁目17番13号
債務者　工藤　高広
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５２号
大阪府吹田市出口町30番16号、事業所所在地大阪府吹田市出口町30―16―Ｄ202
債務者　Ｔ・Ｈ・Ｒピュアライフこと　村瀬　智明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６７号
大阪市生野区生野東１―６―25　イーストコート203、住民票上の住所大阪市生野区生野東２丁目10番26号
債務者　天堀　国浩
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００２号
大阪府八尾市末広町１丁目２番１号　パル末広203号
債務者　吉岡　三枝
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番22号
債務者　西田　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９号
大阪府箕面市桜４丁目３番２―301号
債務者　川上　義満
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８号
大阪市旭区大宮２丁目10番15号　大宮正和荘201号、前住所大阪市旭区清水３丁目13番９号　ル・ソレイユ101号
債務者　山村　　彩（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２号
大阪府高槻市高垣町63番15号
債務者　大鋸　弓子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７号
神戸市長田区宮丘町１丁目11番14号
債務者　高山敏正こと　韓　　敏正
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９８号
神戸市須磨区明神町１丁目５番９号
債務者　西田ひとみこと　　西田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５４号
神戸市東灘区御影塚町２丁目26番11号　清水マンション202号
債務者　中村　秀樹
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
神戸市須磨区行平町２丁目１番19号
債務者　森本玉順こと　文　　玉順
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９５号
兵庫県尼崎市七松町１丁目13番13号橋本マンション508号
債務者　堀口　博章
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３号
兵庫県豊岡市桜町11番29号
債務者　三木　音彦
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係